

財政援助団体等に対する監査結果の公表について

平成30年11月6日

瑞穂町監査委員 村山 隆敏

同 高水 永雄

監査委員告示第8号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等に対する監査を実施した結果を、別紙のとおり公表する。

実施期日 平成30年11月6日(火)
午後1時20分から午後2時46分

実施団体 アクティオ株式会社

場 所 瑞穂町郷土資料館「けやき館」

関係者立会人 瑞穂町会計管理者 佐久間 裕之

監査の主眼及び方法

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、所管課及び財政援助団体から関係書類の提出を求め、その後、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査並びに説明聴取を実施した。

- (1) 事業の執行及び運営が適正に行われているか。
- (2) 補助金の適正な執行、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係の諸帳簿の整備は適正に行われているか。
- (4) 出納事務は適切に行われているか。
- (5) 施設の管理運営が適切に行われているか。

監査の結果

今回の監査の結果、補助金の適切な執行、施設管理及び会計経理に関する事務事業は、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

今後、町の文化振興に寄与するよう努力されることを望む。